

大江町商工業者経営支援給付金交付要綱

(通則)

第1条 大江町商工業者経営支援給付金(以下「給付金」という。)の給付については、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大に伴うインバウンドの急減や営業自粛等により大きな影響を受けている中堅企業、中小企業その他の法人等(以下「中小法人等」という。)及びフリーランスを含む個人事業者(以下「個人事業者等」という)に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付することを目的とする。

(給付対象者)

第3条 給付金の給付の申請を行う者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。ただし、給付金の給付は同一の申請者に対して一度に限るものとする。

- 一 事業所等が町内にあること
- 二 2019年以前から事業により事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思があること
- 三 申請者が中小法人等の場合、2020年4月1日時点で、資本金の額又は出資の総額が10億円未満若しくは常時使用する従業員数が2,000人以下であること
- 四 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が20%以上減少した月(以下「対象月」という。)が存在すること。
対象月は、2020年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が20%以上減少した月のうち、ひと月を申請者が任意に選択する。
なお、対象月の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金等の現金給付を除いて算出するものとする。
- 五 町税等を完納していること
- 六 大江町暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号から第3号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団等に該当しない者

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、中小法人等は40万円、個人事業者等は20万円を超えない範囲で、2019年の年間事業収入から対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いたものとする。ただし、その額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

(給付申請)

第5条 給付金の申請期間は、令和2年5月18日から、令和3年1月15日までとする。

2 申請者は、大江町商工業者経営支援給付金申請書(兼実績報告書)(様式第1号)に次項の書類を添えて提出すること。

3 前項の申請にあたっては、次に掲げる書類等の写しを提出すること。

一 申請者が中小法人等の場合は、次のイからニの全て。

イ 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表1の控(收受日付印が押印されていること。なお、e-Taxにより申告した場合は、受信通知を添付すること。)及び法人事業概況説明書の控

ロ 対象月の月間収入がわかるもの(売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。)

ハ 法人名義の振込先口座の通帳の写

ニ その他町長が必要と認める書類

二 個人事業者等で青色申告を行っている場合は、次のイからホの全て。

イ 2019年分の確定申告書第1表の控(收受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。ただし、收受日付印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字)又は「受信通知」(以下「收受日付印等」という。)のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書(その2所得金額用)」(事業所得金額の記載のあるもの)を提出することで代替することができる。この場合、收受印等のない確定申告書第1表の控、及び所得税青色申告決算書の控を用いることができる。なお、收受日付印等が存在せず、「納税証明書(その2所得金額用)」による代替提出もない場合であっても申請は可能であるが、内容の確認等に時間を要するため、給付までに通常よりも大幅に時間を要する。また、確認の結果給付金の給付ができない場合がある。以下同じ。)及び所得税青色申告決算書の控(青色申告決算書の控は提出しないことを選択することができる。ただし、この場合、次号によるものとする。)

ロ 対象月の月間事業収入がわかるもの(売上台帳、帳面その他の2020年分の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも可能とする。以下同じ。)

ハ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写

ニ 町外に住所を有する申請者においては滞納がない旨の直近の納税証明書

ホ その他町長が必要と認める書類

三 個人事業者等で白色申告を行っている場合は、次のイからホの全て。

イ 2019年分の確定申告書第1表の控

- ロ 対象月の月間事業収入がわかるもの
 - ハ 申請書本人名義の振込先口座の通帳の写
 - ニ 町外に住所を有する申請者においては滞納がない旨の直近の納税証明書
 - ホ その他町長が必要と認める書類
- 四 国の持続化給付金を申請し給付が決定した者については、第3項各号に規定するイ、ロの書類に代えて持続化給付金決定通知書(写)を添付することができるものとする。

(不給付要件)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給付金を給付しない。

- 一 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
 - 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
 - 三 宗教上の組織若しくは団体
 - 四 政治団体
 - 五 前各号に掲げる者の他、本給付金の趣旨・目的から適切でないと町長が判断する者
- 2 上記各号のいずれかに該当する者に対しては、次条の不給付決定通知を送付する。

(給付金の給付)

第7条 町長は第5条の給付金申請書の提出があった場合はその内容を精査し、給付の可否について決定し、申請者に対し令和2年度大江町商工業者支援給付金給付(不給付)決定及び額の確定通知書(様式第2号)により通知し速やかに給付金を給付する。

(給付金に係る不正受給等への対応)

第8条 申請者の申請が給付要件を満たさないこと又は不給付要件に該当することが疑われる場合は、次の各号の対応を行う。

- 一 提出された基本情報等について審査を行い不審な点がみられる場合等に調査を開始する。
- 二 調査の結果、申請者の申請が給付要件を満たさないこと又は不給付要件に該当することが判明した場合には、すでに給付した給付金について期限を定めてその返還を命ずる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年5月14日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年7月21日から施行する。